

## 令和元年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年9月24日（火曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 3号 平成30年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 4号 平成30年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 報告第 5号 中頓別観光開発株式会社臨時株主総会の報告について
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第48号 中頓別町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第11 議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第50号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第51号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第52号 中頓別町ファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 1 議案第48号 中頓別町森林環境譲与税基金条例の制定について  
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第 2 議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第 3 議案第50号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第 4 議案第51号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

追加日程第 5 議案第 5 2 号 中頓別町ファミリー・サポート・センター条例の一部を  
改正する条例の制定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

- 第 1 5 議案第 5 3 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 5 4 号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 5 5 号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 第 1 8 議案第 5 6 号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第 1 9 議案第 5 7 号 委託業務契約の締結について
- 第 2 0 議案第 5 8 号 平成 3 1 年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 2 1 議案第 5 9 号 平成 3 1 年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 2 2 議案第 6 0 号 平成 3 1 年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 2 3 議案第 6 1 号 平成 3 1 年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第 2 4 議案第 6 2 号 平成 3 1 年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 2 5 認定第 1 号 平成 3 0 年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 6 認定第 2 号 平成 3 0 年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 第 2 7 認定第 3 号 平成 3 0 年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 第 2 8 認定第 4 号 平成 3 0 年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認  
定について
- 第 2 9 認定第 5 号 平成 3 0 年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 第 3 0 認定第 6 号 平成 3 0 年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 第 3 1 認定第 7 号 平成 3 0 年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 第 3 2 認定第 8 号 平成 3 0 年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

○出席議員（8名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 高 橋 憲 一 君 | 2 番 長谷川 克 弘 君 |
| 3 番 西 浦 岩 雄 君 | 4 番 宮 崎 泰 宗 君 |
| 5 番 東海林 繁 幸 君 | 6 番 星 川 三喜男 君 |

7番 細谷久雄君

8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小林生吉君	
副町	長	遠藤義一君	
教	育	長	田邊彰宏君
総務課	長	小林嘉仁君	
総務課	参事	野露みゆき君	
総務課	参事	笹原等君	
総務課	参事	野田繁実君	
総務課	主幹	市本功一君	
総務課	主幹	庵日鶴君	
総務課	主幹	石川章人君	
産業課	長	平中敏志君	
産業課	参事	永田剛君	
産業課	参事	渡邊誠人君	
産業課	主幹	西川明文君	
産業課	主幹	北村哲也君	
建設課	長	土屋順一君	
建設課	主幹	千葉靖宏君	
保健福祉課	長	吉田智一君	
保健福祉課	参事	黒瀧仁司君	
保健福祉課	主幹	相馬正志君	
教育次	長	工藤正勝君	
教育委員会	主幹	小林美幸君	
国保病院	事務長	長尾享君	
会計	管理者	藤田徹君	
認定	こども園園長	相座豊君	
自動車	学校長	山田和志君	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	今野真二君
議会事務局	書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和元年第3回中頓別町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、長谷川さん、3番、西浦さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。議会運営委員会報告を申し上げます。

令和元年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、9月6日及び9月11日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月24日から9月26日までの3日間とする。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。

4、町長提出議案の取り扱いについて、議案第48号から議案第52号はいきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。その他の議案は本会議で審議する。

5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成30年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。

6、意見書について、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）は、西浦議員から発議される。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）は、長谷川議員から発議される。

7、閉会中の郵送陳情などの取り扱いについて、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

8、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、またあすから予定されている決算審査特別委員会を役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月24日から9月26日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月24日から9月26日までの3日間とすることに決しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画後期実施計画の第10回変更報告、平成30年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） 皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから先日開催したいきいきふるさと常任委員会の内容について報告させていただきます。

令和元年9月24日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、ドリームジャンボファームの運営状況について、（2）、なかとんべつ観光まちづくりビューローの運営状況について、（3）、スクールバス運行等管理業務委託について、（4）、病院条例改正（消費税関連）について、（5）、町内視察、観光施設としてスマートモデューロ、コテージ、ピンネシリ温泉、またぶどう試験圃場。

2、調査の方法、資料による説明聴取及び現地視察。

3、調査の期間、令和元年9月4日。

4、場所、議場と敏音知及び松音知地区。

5、調査の結果、本委員会は、9月4日、令和元年第2回定例会で議決された継続調査として所管事務のうち緊急を要する事項として調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、(1)、現状での説明では不十分なため、再度視察の受入れを申入れ、代表者等に正確な状況説明を受けて、今後の対応を注視していく必要がある。

(2)、観光施設の利用状況等が例年の実績よりも低下していることを踏まえ、なかとんべつ観光まちづくりビューローの現状の課題と今後の目標を明確にし、町内外に情報発信する等、集客に努力するよう望むものである。

(3)、年度当初の随意契約で不明瞭な段階での契約が問題であり、今後においては予算編成時に丁寧な説明をし、広報誌などで公表することにより町民の不安が解消されるよう望むものである。

(4)、病院以外の消費税の引き上げについて、議決事項にも関わらず、長の判断で令和2年4月1日に決定したことは議会軽視と言わざるを得ない。本来は令和元年10月1日から消費税10%となることから、9月定例会で引き上げの対象となる条例案を提案すべきであり、早急な対応を望むものである。

以上です。

○議長（村山義明君） これで諸般の報告は終了しました。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。第3回定例会の招集に当たりましては、全議員のご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。本議会におきましては、決算認定等の重要な審議をいただくことになっております。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、私から2点の行政報告をさせていただきたいと思います。1点は、中頓別町国民健康保険病院常勤医師の採用についてであります。これまでの間医師1名体制が長く続き、早期の2名体制にすべく医師確保の取り組みを行ってきたところであります。6月に民間会社からの下記医師の紹介を受けて病院視察や面談、協議を続けてきた結果、当院に着任することが決まりました。今後におきましては、医師2名体制により医療の充実を進めるべく取り組んでまいります。

採用する医師でありますけれども、採用年月日は令和元年10月16日からであります。職位につきましては医長ということで、氏名、年齢は石井学先生、52歳。専門科目は総合内科、総合診療科であります。

2点目は、オオハングソウの分布調査と防除についてであります。中頓別町環境基本条例及び環境基本計画に沿って、令和元年6月に（特定）外来生物対策実行計画書を策定。計画書の中では具体的なアクションプログラムにより特定外来生物であるオオハングソウの生育分布調査を行い、その対策方針を確立する旨を計画致しました。8月6日と8日の2日間を主要調査期間として、国道、道道、町道沿いのほぼ全てを調査し、その後も巡回を行って8月20日までに分布確認を実施し、8月21日に特定外来生物オオハングソウ生息分布調査報告書により報告を行いました。

令和元年8月22日に特定外来生物オオハングソウ防除アクションプランを策定することで具体的な防除方針を立て、8月22日、26日、28日、30日の4日間を主要防除期間として防除を実行致しました。今年度の防除は市街地等の生活圏に近いところを主要防除区域として、国道路肩付近2箇所、町道6箇所、中頓別中学校グラウンド付近、寿公園、ピンネシリオートキャンプ場、中頓別市街地内15箇所、豊泉地区1箇所、藤井地区2箇所、松音知地区1箇所、敏音知地区1箇所、小頓別市街地内1箇所の計32箇所にて住民及び関係機関の協力を得て実施を行いました。住民及び関係機関の中では特定外来生物オオハングソウの周知のみで行政の支援を受けることなく防除頂いたところもあります。また、体調が悪い等の理由で行政が主体となり試験的な防除を行った箇所もあります。この他にも後日農家庭先等で確認されたところ2箇所は、周知を行い防除を依頼したところでもあります。建設課に依頼した町有地内や除草剤散布による検証箇所もあり、9月末までは巡回を行い、必要に応じて住民周知及び防除支援を継続していくことと致します。

なお、次年度におきましては今年度の防除及び検証の結果により、新たなアクションプランの策定を検討していきたいと考えているところであります。別紙をご参照いただければと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

引き続き教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 教育行政報告をいたします。

未来への挑戦「ハワイ英語研修」事業についてでございます。8月2日（金）から9日（金）、ハワイ州オアフ島で未来への挑戦「ハワイ英語語学研修」が実施されました。中学生15名（2年生11名、3年生4名）、引率者4名（校長、教諭2名、教育次長）が参加しました。

8月2日から3日はホノルル空港に移動し、ホノルル市内観光、3日から6日はホームステイや大学生との交流、7日はオアフ島観光、8日は千歳空港に移動し、当初の予定どおり、日付変更線の関係で9日の22時30分頃中頓別町に帰着しております。この間、

生徒や引率者は全員元気、天候に恵まれ、トラブル等もなく研修を終えています。この研修が参加した生徒の視野の拡大、英語力の向上、自分は成長したと感じるとともに人生の財産となることを期待しております。

なお、保護者向けの報告会は先月実施しております。町民向けの報告会は、11月の町民文化祭で実施します。中学生の報告は、英語で行うところもあると聞いております。併せて研修記録も作成し、来場者に配布する予定となっております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） ただいまの教育行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

#### ◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第3号 平成30年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第3号 平成30年度中頓別町健全化判断比率の報告について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。議案の1ページをお開きいただきたいと思ひます。報告第3号 平成30年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出されません。実質公債費比率につきましては前年度の0.3%から1.1%減のマイナス0.8%となり、早期健全化基準の25%を下回っておりますが、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後とも公債費比率の逡減に努め、より一層の財政の健全化を図りたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

#### ◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第4号 平成30年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第4号 平成30年度中頓別町資金不足比率の報告について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案の4ページをお開きください。報告第4号 平成30年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

#### ◎報告第5号

○議長（村山義明君） 日程第8、報告第5号 中頓別観光開発株式会社臨時株主総会の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第5号 中頓別観光開発株式会社臨時株主総会の報告について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。報告第5号の説明の前に、大変申しわけありません、議案の7ページでございますが、会社の名前が間違っております。

それでは、報告第5号 中頓別観光開発株式会社臨時株主総会の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和元年9月24日提出、中頓別町長。

それでは、説明をさせていただきますが、まず簡単に経過を報告させていただきます。同社は、平成30年5月28日に開催されました第30期定時株主総会においてピンネシリ温泉の運営が新組織に移行された際には速やかに観光開発株式会社の清算を進めること

が決定されております。これを受け、平成30年12月21日に臨時株主総会が開催され、平成31年1月1日より一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローへ温泉の運営を移行するに伴い、平成30年12月末日をもって観光開発株式会社の全ての事業を停止すること、会社の清算に係る手続を進めていくことが承認されております。その後、清算等の手続等の準備が進められ、平成31年3月7日に第2回臨時株主総会が開催されております。

それでは、議案8ページ、資料1の第31期第2回臨時株主総会議案についてご説明させていただきます。臨時株主総会は、平成31年3月7日、中頓別町役場会議室にて開催され、第1号議案において同社の定款の一部変更、議案第2号において同社の解散について、議案第3号、解散に伴う清算人の選任、議案第4号にて代表取締役への退職功労金の支給について提案がされております。

議案第1号は、株券不発行会社への移行に伴う定款の変更でございまして、商法の改正に伴い、株券そのものがなくても会社側で保管している台帳をもって出資者を確認することとし、出資金の配当をスムーズに行うための変更であり、原案どおり承認されております。

議案第2号では、観光開発株式会社の解散決議が提案され、全会一致で3月7日をもって解散することが承認されました。

議案第3号では、解散に伴う清算人を同社の前監査役である松田恵裕氏の選任を承認。

第4号議案では、姉齒和男代表取締役に対して退職功労金100万円の支給について承認されてございます。

次に、第31期の営業状況についてご説明させていただきます。18ページをご参照願います。営業期間が平成30年4月から12月まででございまして、同期間の前年度対比では、宿泊部門では前年度対比114.9%、416名の増加となっておりますが、入館者数では49名減の同99.5%、会食部門の件数では20件、2名の増となっており、町内での工事等の発注の状況などから、おおむね順調に推移してきているところでございます。

続きまして、この時点での資産状況についてのご説明でございしますが、26ページの貸借対照表（純資産の部）の負債・純資産の部合計の欄をご参照願います。平成31年1月31日現在の残高としては1,287万5,534円となっておりますので、ご確認願います。

3月7日の臨時株主総会にて同社の解散が承認され、その後会社清算のための手続等を進めるとともに、株主への出資金相当額分を配当する手続等を進め、事務手続が完了した令和元年7月25日に臨時株主総会が開催されました。

引き続き議案28ページ、資料2の臨時株主総会資料にて内容をご説明させていただきます。臨時株主総会では、解散までの経過報告と会社清算事務決算書について提案され、全会一致で承認されております。

平成30年4月1日から平成31年3月7日までの収益状況につきましては、33ページの損益計算書にて説明させていただきます。売上高は5,136万5,638円、これに対し売上原価は943万1,653円となり、売上総利益は4,193万3,985円となりました。対して販売費及び一般管理費が3,819万8,353円となり、営業利益は373万5,632円となっております。営業利益と営業外収入を含めた当該純利益金額は373万5,688円、この経常利益に法人税等を差し引いた367万5,683円が当期純利益金額となっているところでございます。

35ページをごらんください。株主資本等変動計算書でございますが、株主資本は1,000万円、繰越利益剰余金では期首残高でマイナス295万8,208円、当期変動額として当期の純利益が367万5,683円となり、純資産合計の当期末残高は1,071万7,475円となりました。

続いて会社清算手続中となる平成31年3月8日から令和元年7月25日までの収支状況についてご説明させていただきます。38ページ、貸借対照表をご参照ください。資産の部では預金が20万2,401円、残余分配仮払金として1,000万円、負債の部では流動負債の未払い金が20万2,401円、純資産の部では資本金として1,000万円の負債、純資産合計は1,020万2,401円となりました。

なお、40ページに販売費及び一般管理費といたしまして清算事務手続に係る経費を通信費から雑費までで合わせて51万5,618円となりましたので、ご報告させていただきます。

株主の出資金相当額の1,000万円を配当いたしましたして、残額につきましては指定管理料の返還分として町へ返納する旨株主総会で承認を受けております。なお、7月25日の臨時株主総会後に最終的な預金口座の解約をした結果、預金解約利息6円が計上されたことから、合わせて20万2,407円を過年度分指定管理料の返還分として町へ戻入して、全ての清算手続を終了させていただいております。

中頓別観光開発株式会社は、昭和63年8月25日に設立し、主にピンネシリ温泉、ホテル望岳荘を管理運営する第三セクターの会社として事業を行ってまいりました。この間株主の皆様や関係各位、町民の皆様を初めとしたピンネシリ温泉利用者の方々など、これまでいただいていたまいりました多大なるご支援、ご協力に対し改めて心より敬意と感謝を申し上げます。また、今後も中頓別町の観光の振興にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。観光開発株式会社の経営状況並びに臨時株主総会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和元年第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目について質問をさせていただきます。

それでは、東京オリンピックにおける町のイベントについてお伺いをいたします。世界最大のスポーツイベント2020年東京オリンピックが7月24日から8月9日までの17日間、日本の東京で開催されます。この国民的一大イベントの開催に合わせて、本町でもパブリックビューイング、PVを開催し、出場選手の応援を行ったり、大会の開催に合わせてカウントダウンイベントや町民が気軽に参加でき、本会場にいる人と一緒に盛り上がるイベント等を実施してはいかかが町長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 東京オリンピック開催における町のイベントについてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

現時点におきましては、オリンピックに関する町としての取り組みは検討していないというのが実情であります。町として主体的に何か取り組むということについては考えにくいところがありますけれども、町内から具体的な動きや提案があれば、対応については前向きに検討したいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 町長のご答弁が余りにも短いので、自分といたしましては何を再質問していいのかわかりませんが、これで終わるわけにはいかないということで再質問させていただきます。

私は、スポーツには世界と未来を変える力があると思います。1964年の東京オリンピック開催は、日本及びアジア地域で開催された初のオリンピックとなり、第2次世界大戦で敗北した日本が戦後の急速な経済復興を告げ、再び国際社会の中心に復帰する象徴的な意味を持ち、まさにスポーツが日本を変えました。そこで、簡単に3点ほど再質問させていただきます。

まず最初に、私が質問した日本人選手が出場する競技の時間に合わせて町役場、町民ホールで町民をあわせてのパブリックビューイング、PVを開催し、出場選手の応援をする企画を実施できないのか、まず最初に伺います。

2点目は、東京オリンピックの開催中に行われる来年度の町民スポーツフェスティバル、8月2日日曜日、ここにも東海林連合会長がおられますが、町民が気軽に参加でき、本会場にいる人と一緒に盛り上げられるような新競技、例を挙げると昔の町民運動会であった

パン食い競争だとか早飲み競技など、高齢化が著しく進んでいる中頓別町においても高齢者が参加できるような競技を企画し、東京オリンピックという一大イベントを盛り上げることができないのかお伺いをいたします。

3点目、これはよく聞いておいてください。3点目は、豊かな自然と広大な土地から生まれた中頓別町産の新鮮な牛乳、なかとん牛乳に東京オリンピックのエンブレム、このエンブレムなのですが、これは大会エンブレムは知的財産で、日本国内で不正競争防止法、著作権法等により保護されておるので、自由につけることはできません。そこで、中頓別町の名前のついていないキャラクターありますよね。この町長がつけてくれないキャラクターや中頓別商工会の青年部のマスコットキャラクター、これですか。なかうしみるえというのですか、これ。キャラクターを使って、中頓別町の名前のついていないマークで、なかとん牛乳にこのマークを入れてちょっとやってみました。東京オリンピック、このマークを入れて、東京2020年、日本頑張れと、こういう企画を考えていただけないか。これは、ちょっとお願いしたいところです。私がこれは考えただけですので、役場の中でこういう牛乳に入れて頑張ろうという企画はできないのかどうか。

少子高齢化がこのまま進めば多くの自治体が衰退し、消えていきます。そうさせないためには、地域の知恵が必要ではないでしょうか。東京一極集中を拡幅させるのではなく、オールジャパンで日本を元気にする企画を考える必要があると思いますが、町長側として前向きに対策していただきたいと。町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 1点目のパブリックビューイングの開催について、残念ながら今のところ中頓別町にかかわりのある方がオリンピックに出場するという情報は持ち合わせておりません。1つ希望的観測で持っているのは、日本の野球チームに日ハムの選手が選ばれた場合、応援大使のかかわりもあるので、PVを企画することは検討したいというふうに考えております。ただ、場所的には、町民センターでPVとなりますと、あそこは大きなテレビがございませんし、プロジェクターもないので、やむを得ずその町民ホールを使って行うことは可能ではないかなと思っています。ただ、夏休み中ということもあって子供たちがどのくらい集まるか、それから放送時間にもよろうかと思いますが、細谷議員を団長とするPVチームで大きな声援を上げることができたら、私としては大変幸せを感じるところでございます。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） ご質問の趣旨としては、せっかく東京で開催されるオリンピックということのを機に、一緒に盛り上がってこの町も元気にというようなことなのかなというふうに思います。最初の質問にお答えしましたとおり、これまで検討してきていないというのは実態としてまさにそうでありますけれども、私どものほうから先ほど例のあった自治会連合会のほうにスポーツフェスティバルでこうしてほしいとかというふうにするということではないというふうに思っていますけれども、各さまざまな団体等における取り組

みがあれば、それに対する支援というのは前向きに考えたいということをもまず申し上げた上で、改めて町としてどんなことができるのか、やるのかやらないのかということも含めてになると思いますけれども、検討をするようにしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 町民スポフェスに関しては、町長のほうでもおっしゃられていましたけれども、あくまでも大会実行委員会ということで、その中で機運が盛り上がって、ぜひこういうふうにしようとかという意見が出てきましたら、そのときに考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

牛乳よろしくお願いたします。ちょっと考えてください。私も考えたのです、東京オリンピックを応援するのに、こういうのも中頓別町の自治体でいいのではないかとということで。

それでは、再々質問ではスポーツ大好きな教育長に伺いたいと思います。オリンピック教育について、教育長の所見を伺いたいと思います。欧米では、オリンピック教育を教育的な教材として捉え、テキストや副本などを作成する例が多いようです。アメリカ、ドイツ、カナダでは、国内オリンピック委員会が子供用のテキストを作成して、これを学校の教師の判断でその一部を授業の中で取り入れています。その内容は実に多岐にわたっており、オリンピックの歴史や理想をパズルやクイズなどを通じてわかりやすく説明され、そこから環境問題や平和問題にも発展するように工夫がなされているようです。オリンピックの競技大会の究極の目標は、平和でよりよい世界の構築に貢献することであり、このことは教育基本法及び学校教育法における教育の目標とも共通するものであり、オリンピックは学校教育の宝庫であると言えます。そのため、オリンピック教育は特定の教科に偏ることなく、全ての教育活動が展開できるものだと私はと思いますが、長年学校教育に携わってこられた教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 大変難しい質問をいただきました。文科省のほうからは、オリンピック、パラリンピック教育ということで、オリパラムーブメントというような形で通知文書等は多数来ております。今議員がお話しされたとおりオリンピックの目的について、それから競技の特性等についていろいろと配慮できるパンフレット等が来ています。これは学校のほうにそれぞれ送ってはいますけれども、どこまでどういうふうになるかというのはなかなか難しいところがあります。ただ、スポーツの意義でございませつか価値等に対する児童生徒への理解、関心の向上、それから障がい者を含めた多くの国民の幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画、具体的にはする、見る、支える、調べる、クリエート、つくるの定着と拡大、児童生徒を初めとした若者に対するこれからの社会に求められる資質、能力の育成等が掲げられています。授業の中で具体的にオリ

ピックについてこれこれするというのは、総合的な学習の時間であるとか、特別活動であるとか、先生の個人的な趣味で野球を応援しようとか、それから夏休みはオリンピックを見ようとか、PVがあったら役場に行こうとか、そういうようなことも語りかけていただきたいなというふうに私は思っています。将来的には、1964年の東京オリンピックのときに大きなものは、1つは体育の日が制定されたということ、それからもう一つは新幹線が日本に走ったということ、これがその後の日本の教育の場ではないのですけれども、発展に大いに貢献したと思います。それからまた、2020年に東京オリンピックが行われるわけなのですけれども、これを機会としてどのようなことがこれからの社会に行われるのだろうかというようなことも、子供たちがあのか、2020年のときにオリンピック、中頓別町でPVをやった。今度日本に来たときどうだろうとか、そういうようなことを少しでも心に残していただければ、私はそれが子供たちにとって未来への明るい財産になっていくのではないかなというふうに考えています。いずれにしても、校長会、教頭会を通じまして、オリパラ教育、オリンピック、パラリンピック、もう少し子供たちのほうに意識啓発のほうをお願いしたいということで、私のほうから指導してまいりたいと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再々質問を終わりましたので、最後にスポーツには私は大きな可能性があると思います。2020年の東京オリンピックは、日本に与えられたラストチャンスだと思います。東京オリンピックを地域にどう生かすかは、全国の自治体が考えるテーマではないかと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号5番、東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 受け付け番号2番、東海林が質問いたします。

大きく3項目について質問いたします。まず、1項目めとして中頓別町地域防災計画について伺いたいと思います。まず、1つ目としては、本町の地域防災計画は現況の町の状況に適切に対応していると思いますか。

2番目には、災害発生のかきは町は議会議員に何をすべきと期待しているものでしょうか。

3番目は、災害対策本部設置のかきに議会議員は何をすべきかかと思いか。その3点についてお願いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 地域防災計画についてのご質問にお答えを申し上げたいと思いか。

まず、1点目でありますけれども、現行の地域防災計画は平成14年4月に策定され、その後必要に応じて小規模な改正を行ってきたものであります。北海道における災害は、

その後大きく変化しており、昨年度から地域防災計画見直しの検討に入り、次年度において専門的な観点も含め抜本的な見直しを図っていきたいと考えているところであります。

2点目、災害発生時に議会議員に直接的な役割を求めることは想定をしておりませんが、現場等において災害情報及び住民情報等の収集に当たっていただければと考えております。防災計画を含め災害に備えた体制の構築、災害発生後の復興に向けた支援策の決定に当たっては議会の役割が重要と考えているところであります。

3点目でありますけれども、前項同様直接的な役割を求めることは想定をしていません。災害対策本部をもって万全の対応に当たっていきたいと考えています。前項の質問同様、情報の収集や避難所運営等においてのご支援をいただければと考えているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再質問いたします。

まず、平成14年に、4月1日なのですが、策定した中頓別町地域防災計画というのがこれなのです。議員の皆さん、知っていますか、これ。これを知っている議員は、私と星川議員、あと村山議長、3人なのです。平成15年1月にこの防災計画をいわゆる関係者として防災会議委員だとか議員に配付しております。その後になった議員は知らないのです、これ。そして、今私の手元にある、平成15年1月に当時の野邑町長からの配付を受けているわけですが、整理すべき追録というのがありまして、これは第1号が平成14年4月1日になっているわけですが、その後一切ないわけです。これは、私は町が持っている、いわゆる原本というか、それについて見せていただきまして、それはその折々に直しているようです。でも、わざわざ関係者に配付したこれは一切直っていないのです。メンバーも死んでいる者がたくさんいます。その人の名前になっている。災害対策本部の組織も町の古い課設置条例に基づく組織に基づいてやっている。こんなものがまだ全体の議員の手元に行っていなかったからいいけれども、これは配付した以上はやっぱりその都度、都度改正したときには直すことにおいて、この追録という、第1号、第2号、第3号と書いてあるのです、ずっと。それが空欄になっているわけですが、配付した以上は訂正した場合はこれをきちっとやっぱり配付した者に対して追録すべきものであります。これについてとやかく言うものではありませんけれども、私は早く直さなければだめだと思っているのです。

それと、少なくとも議員たちに防災計画、これは大事なことですから、場合によっては本当は自治会の会長あたりにも配りたいと思うぐらいの内容、そういうものですから、ちょうどつい先日私も防災関係のセミナーを受けてきたのですが、各町村で専門官を置いているところがあるのです。例えば芽室町の防災担当の専門は、自衛隊で防災対応をしてきた人を充てています、退職させて。あるところでは、刑務官をやって、防災をやってきたという人を専門の町職員として採用しています。そういうようなことで見ると、本町は大変いい条件にあって、今の担当者はかつては消防官であったということからすると非常に

いい対応をしていただいている。そういうことからすれば、こういったものは早速というか、即改正すべきものは改正して、内容をそれなりの人たちには知らせる必要があると思うのですが、そういうことであると思います。それから、適切でないということを書いたかったので、どうぞ適切な地域防災計画をつくっていただきたいと思います。

さて、2、3の議会議員は何をすべきか、これは議会議員自身が考えるべきことでもあります。道内の町村でも議会議員が何をすべきかを議会議員が考えて、防災対応の要綱をつくっているところもあるのです。町長に1つ伺いたいと思いますが、地域防災計画、それから災害対策本部設置に関して、この防災計画に一切議会議員という言葉がないですよ。これは、何もしなくてもいいということになるのでしょうか。これは、ここで急に期待されても困るのです。何も役割ないのです。ただ、ここで言っているのは情報提供してくれたらというのだけれども。いいですか。災害発生するおそれがある状態を町が把握しても議会議員に知らせる必要はないのです、今の状況では。それから、災害が発生して、災害対策本部を設置しても議会議員は知らないのです。知らないのに情報をとれという話にはならないでしょう。この地域防災計画の災害対策本部設置について、町の職員はそれぞれ部によって配置されるわけです。ここに書いてありますけれども、それぞれ部があって、課が担当していくのです。議会の事務局はどうなっているのかなと思って調べたのですけれども、議会の事務局の任務は本部長の指示による各班の業務支援に関することとなっているのです。町長、これ各班だから、いろいろ各課でやっていることの支援対策に回れと言っているのです、議会は。これは、議会としての本務はむしろ議員に対して情報提供することではないのですか。災害発生のおそれがあるぞ、どこどこでというようなことを情報提供したり、災害対策本部が設置されたときに、町に災害対策本部が設置されたよという情報も議員には伝えることも義務としていないのだ、議会事務局の。ここだけの問題ではないのですよ、これは。全道的にそういった、国土交通省の防災業務計画という担当のところ流した情報ですから、それに基づいてしまうと、こういった内容でいくのもやむを得ない。私もかつての職員としてやむを得ない部分もあるけれども……

○議長（村山義明君） 東海林議員、簡潔に質問してください。

○5番（東海林繁幸君） 議会事務局の対応をこんなことでいいのですか。それで、この3点についてまず質問したいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先に総務課長のほうから答弁をさせていただいて、私は後ほど補足をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 東海林議員おっしゃるとおり、防災計画につきましては完全なものではないというふうに感じております。ここ最近の災害で大きな変化が出てくると。特に昨年の停電災害等におきまして、情報の部分の災害、それから電気が通らないということの災害ということが大きくクローズアップされてきたのではないかとこのふう

に思っています。あと、その辺を考える部分と、それからハザードマップにつきましても同じようなことが言われているというふうに思います。たまたま今年度1,000年確率の部分で国のほうで調査してもらえるとこの部分がございまして、計画を見直しをするのであれば次年度が最適であろうというふうに判断をして遅らせていると。今年度につきましては、まず防災計画よりも情報を住民に伝えるということで防災行政無線、そちらのほうを先行してやらせていただいたというふうに考えております。

それから、先ほど言われていましたとおり防災担当、昨年消防のほうから異動していただきました者が適切に対応していただいているということで、今後計画等につきましてもしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

それから、議会事務局ということで計画のほうに載っておりますが、これはあくまでも議員は含めない、事務局職員というところに入れてございます。議員おっしゃるとおり、我々行政のほうから議員に何々をなささいというふうな命令を行うことは当然できないというふうに存じてございますので、議員の皆様の方でどういった活動が望ましいのか、ぜひ考えていただく機会になればいいかなというふうに思っております。

それから、議員の皆様への情報の周知に関しましては、今現在Jアラートのほうで連動して皆さんに情報を伝えられるように考えていきたいというふうに考えております。あと、本部体制の確立とか、そういった面に関しましては今年度できます防災行政無線のほうで連絡ができるような体制を構築していきたいということで、まだまだ計画も全て、具体的なものもそうですけれども、確立されていませんが、今年度、それから来年度に向けてしっかり体制を組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 詳細につきましては、今総務課長が答弁したとおりであります。先ほど東海林議員に言っていただきましたように、昨年度から防災の担当職員を配置をしております。総務課の体制の中でも来年度かけて3カ年で計画、それから防災無線の設備的な対応、あわせて避難所等における防災備蓄、こういったものを中心として、来年度中をもって防災の対応体制をしっかりと確立したいというような考え方に立って進めておりますところをご理解をいただければと思います。議会の役割、行政の役割、違いがありますので、災害時の対策本部の対応等につきましては本部長以下しっかりと当たっていきたいというふうに思います。あわせて先ほどご提起いただきました情報の共有という点における対応については、しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再々質問しなくてもいいほどきちっと答えていただけたとは思っています。ただ、議会議員としてそういったときにもう少し働かなければだめだと私は思っているのです。何か役に立つようにしなかつたらだめだと思うのだけれども、何も役割がない。自分で考えろということだけではだめなので、この情報をきちっと我々が得られるという、そのぐらいは防災計画にのっけていいのではないかと。議会事務局の役割とし

て、議員に対する災害情報の周知はきちっと書いておくべきだとも思うのです。それと同時に、もしそれができないとしてもできたとしても、議会の議員として何をすべきかということをお我々みんなで考えて、これをきちっとしたものに整理をして、お互いに認識する必要もあるというふうに私は認めております。ですから、これからそういった活動をしたと思います。いずれにしても、災害が発生したとき、災害本部が設置されたことも知らないような議員では話にならない。まして先日防災の服を支給されました。あれいつ着ていいのだから今のところわからないのです。ヘルメットもあるのだけれども、どんなときに着るのですか、あれ。訓練のときに着ていけばいいのか、その辺も含めてもう少し明確に議員たるものに役割を、任務を与えたほうがいいのではないかと私の考えです。できたらコメントをいただければと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど申しあげましたように、議決機関である議会と行政の役割の本質的な違いはあるというふうに思っております、本部における体制というものを指揮命令系統を一元化していかなければならないというのが基本という考え方に立っています。その上で議員おっしゃるように議会が議論される中身を含めて、少なくとも情報、防災計画の追録すら行っていなかったというようなことはしっかり是正していかなければいけないというふうに思っていますし、災害発生時における情報の提供、共有というところに対する考え方というものもしっかり持っていかなければならないというふうに考えています。いずれ申しあげましても、来年度防災計画をしっかりと見直しをいたしますので、その中で十分に検討してまいりたいというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） そうしたら、2項目に入らないで。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） それでは、2点目のピンネシリ温泉のあり方について伺います。

○議長（村山義明君） 2点目に入らないでくださいと。休憩をとりたいと思いますので。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 議場の時計で45分まで休憩をとりたいと思いますので。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） それでは、第2項のピンネシリ温泉のあり方についてを質問いたします。なかとんべつ観光まちづくりビューローの管理運営となりました。全ての業績

が低迷している現状から、これは想定範囲だったのでしょうか。初めのうちはこれもやむを得ないという、そういうことだったのか、それともそれ以下になったのか。現状の温泉のあり方に不満を感じている町民は多いと感じています。それは、たくさんの意見がありました。逆に以前の経営のほうがよかったと言われては、何のための改革だったのか非常に疑問です。場合によっては仕組みを変えるべきかと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ピンネシリ温泉のあり方についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

冒頭想定範囲かということでもありますけれども、これについては想定していない状況になるということでもあります。ピンネシリ温泉は、今期前半の利用が停滞した要因ですけれども、特に宿泊については工事関係者の利用に大きく依存しているため、工事の減少による影響が大きいと思われます。臨時的な休業の影響もあると考えますが、スタッフの退職や厨房設備の故障など、想定していないことも発生しています。新しい体制になってから全ての面で順調というわけではありませんが、食事に関する原価率の見直しなど地道な努力が行われている状況です。人員の補充やサービス面の改善に取り組み、満足度の向上に努めるよう進めていただきたいと思いますと考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） この件について再質問をいたします。

まさかこんな状況を想定していたとは思わなかったと思うのですが、私は実は前から言っておりますけれども、ピンネシリ温泉の応援団だと思っていました、私自身。週に一、二回は温泉に行き、あそこで食事をしていただけですが、この6月からは一回も行っていません。それは、余りにも対応が悪かった、そういう部分がありました。そのことについて言うと、あとはもう本当は人の問題なのです。やっぱり責任ある者の対応がきちっとしていないということになりますし、一番評判悪いのは、まず食堂を変えたということ、あれが住民の皆さんは大変不満に思っているようです。結局は、今まで食事をしてきた畳の部屋は単なる休憩所がわりになってしまった。前のほうのロビーも余り使われていない。施設の効率的活用からすると何か変だなという印象です。

それと、これは以前の常任委員会で支配人と料理長を兼務するのはいけないよという附帯意見まで出しているのに、あえて社長、代表者は兼務発令しました。議会の附帯意見を無視したという形になっています。これらはどういう意図があったのか、代表者としてでなくてここの答弁は町長ということになりますけれども、伺いたいと思います。やはり情けないのは、前のほうがよかったと言われては苦勞してつくったなかとんべつ観光まちづくりビューローがもったいないというか、泣きますよね。やっぱりよくなってもらわなければ困るのです。ですから、これからどうしたら住民に喜ばれるような対応ができるのか。食事の内容にも非常に批判あるのです、町長。私も何回か行っていますけれども。しかも、ゴールデンウィーク中に何日営業しましたか。私は、行ったら休みだと言われている。あ

る日行ったらば食事は出さないとされた。それで、仕方ないから浜頓別町まで行ったら、浜頓別町の温泉が30人待っているのです。1時間ぐらい待っていただければできないというぐらいの繁盛しているのを見ると、もう何という違いだろうかと思って、本当に残念だったわけです。そんなこともありますので、どこかやっぱりせつかく新しい組織ができたのですから、もう少し住民に喜ばれるような内容にこれからでも変えていっていいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほども答弁申し上げましたけれども、温泉のこれまでの状況については私のほうにも直接町民の方からいろんなご意見をいただいております、本当に申しわけない思いでいっぱいあります。ただ、先ほども少しお答えいたしましたけれども、この間の対応について少し説明をさせていただければというふうに思います。かつての運営をしていた観光開発株式会社、先ほど解散に関する報告もありましたけれども、それから新しい観光地域づくりを目指す組織ということでの運営移行ということをする際に、これはどこでもそうなのでありますけれども、実際に人材の確保というところに大変苦労している現状もあります。そういう中で、それまでいてくれた、頑張ってくれたスタッフの皆さんを何とか新しいビューローのほうにも移っていただいて、その上で施設改修とあわせて緩やかに改革をしていきたいというのが当初の考え方としてありましたけれども、実際にはそこで働いていた方が料理人や社員の退職、それから新しい組織の中でも核になっていただくというふうに考えてきた地域おこし協力隊としての隊員の退職等、やっぱり予想外、不測の事態というか、そういう状況の中で混乱を来してきたというのが実情だというふうに思います。ただ、その中で改めて新しい組織の中で見ていくと、たまたま厨房なんかはそのタイミングで営業に支障があるような機器の故障等が生じたということもありますけれども、温泉の宿泊室におけるさまざまな不備や、端的に申し上げるとお布団なんかも随分長いこと洗濯をしない状態の中で利用に供してきたと。安全の問題も含めて多々課題も発見してきておりまして、これらの改善なんかもこの間をもって取り組んできたところでもあります。今夏の繁忙期を過ぎているところでもありますけれども、これから閑散期になりますけれども、この中でこれまで落ち込んでしまった収益を取り戻すべくいろいろ検討してもらっているところでもありますので、私としてはそこへの期待を持って残り半年精いっぱい頑張ってもらおうというふうな対応をとっていきたいと思います。

なお、スタッフの不足の状況に至っていて、そういったこともあって休みをつくらなければならないという状況も生じてきております。従前が悪いということではなく、本当に努力していただいた結果でありますけれども、やはり今の働き方改革と言われる中では相当職員の方の無理というところもあって運営してきた実態がありますので、そういうことの解消を含めたスタッフの体制などをしっかり構築していきたいというふうに思います。

常任委員会から社員、料理長の兼務の問題についてご指摘をいただいていることについてはもちろん認識をしております。ビューローとしては、それ以前の発令ということで、

それ以降、先ほど申し上げていましたようにどういった体制でやっていくのかというようなこともなお検討段階にあって、ずっとこのままということを想定しているわけではありませんけれども、現状は今申し上げましたさまざまな見直し改革においては支配人兼料理長が非常に頑張っているという状況でもありまして、町もビューローも一体となってこの状況を乗り越えていくための対策、対応について取り組んでいくよう努力をしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 3つ目に移ります。

通称ドリームジャンボファームというような夢のある酪農経営がされておりました。さきの常任委員会、これ4日ですが、所管事務調査に対し、不十分な資料と不適切な人員管理が露呈してきました。1億円もの町費を助成しているこの企業に対し、町としてどこまで関与または指導できると考えていますか、お答えいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ドリームジャンボファームの運営に関するご質問にお答えを申し上げます。

中頓別町企業立地促進条例に基づく助成事業者には3年間の報告義務があり、町としても経営状況を把握をしていかなければならないというふうに認識をしております。基本的には企業の自主性を尊重し、経営に直接関与するというものではありませんが、助成の要件に該当しない等の事由が認められた場合は指導等も行っていく必要があるというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 非常に心配しているのです。まず、不十分な説明資料と言いましたけれども、わかったのは牛の飼っている頭数だけだったです。財政状況も報告なし。少なくとも9月4日ですから、7月分ぐらいは財政状況を取りまとめているでしょう。それも把握していなかったのですか、町は。

それと、その後のことのやりとりでわかったのだけれども、これは町側からでなく仲間の議員から情報を得たのですが、4日の日の委員会で8月末で職員が全員やめたということがそこでわかったのです。そういった大変な状況にあることも説明にはなかったのです。私は、どうもそんなところに町の指導力というか、不十分だなと思うのです。だって4月から営業始めたとして、少なくとも7月分ぐらいの財政運営状況がわかっていなければなりません。それが全然資料として出てこない。こういったことについて、私は聞かれたので、町民の人にも知らせただけけれども、1億円やって大丈夫なのかと、そういう心配している人がたくさんいました。早く何とか町のほうでいろんな面で解決してやらないと、人事管理もできないような会社ではどうしようもないのではないかと、私もそう思います。少なくともその件についてきちっと代表者に町の立場でこうせよという指導をしているのかどうか、その辺も含めて今後のこの企業に対して町のかかわり方をもう少

し具体的に教えてください。最後のところに助成の要件に該当していない等の事由が認められた場合に限りと言っていますけれども、これではできないのですか。指導を行う必要があると考えていますというのだけれども、助成要件に該当しないなどの事由が認められた場合に限りという、この限り方の中に今の状況が入っているのかいないのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、今回ドリームジャンボファームの助成を行ったわけでありまして、基本的には牧場を経営している株式会社デイリーソウルにおきましては、これまで大変ご苦労されてTMRセンターを立ち上げ、立派に運営をされてきている実績もございますし、それから研修農場として岩手の牧場を買収して、そこを新規就農にも結びつけていただいたりとか、そういった実績のある、しっかりとした一定の経営力のある企業だというふうには私は基本的な認識をまず持っているということを申し上げたいと思います。その上で、議員の皆さんご承知のとおり現在常勤の責任ある立場の場長を含めたスタッフがいない状況の中、農協一体で今それも体制構築に向けて努力をしているさなかだというふうな認識をしています。外国人の研修生も1年間の稼働実績があるということがなければ受け入れられないというような中で、この4月からの稼働で直ちにそういった人を雇うということもかなわないということで、ご苦労されているかなというふうには思っています。ただ、私どもとして全く経営状況について認識していないということではなくて、一定の運営に関する状況としては決して悪くないというふうに認識を持っております。

今後に向けてということでもありますけれども、明らかに今町の企業立地促進条例における助成要件としては5名の常勤職員の採用ということが条件としてありますので、今そこに至っていないということについては認識として持っております。こういった改善に向けて先般も社長である組合長ともちょっとお話をさせていただきましたけれども、今その体制構築に向けて努力をされているということでのお話を伺っており、今後に向けてその推移を当面見ていきたいというふうに考えております。なかなか町としても実際の経営の指導ということにできるかという、そこはやはり営農のプロである農協の職員等には当然及ばないところがあります。ただ、そういった経営状況に関する情報の提供なんかもいただきながら、できる支援等があれば行っていくように考えていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 私のほうから何点か補足ということでお話しさせていただきますと思いますが、まず現状で補助事業者からの財政状況等の聴取をしていないのかというところがございますけれども、補助制度に基づきまして決算状況、収支状況等の報告を求めているものはございませんので、現状でいただいているものはないと。ただ、今回こういったような状況がわかりましたので、原課のほうを通じて適宜必要に応じて聴取し

ていくことが必要なというふうに考えています。

それともう一点、助成の要件に該当していない等の事由が認められた場合というところの解釈でありますけれども、今回この条例の補助の要件といたしましては、一定の投資額、新規事業であれば3,000万円以上というような投資額、それから雇用する人数が5人以上というような要件がございますので、こういったところでこの要件に合致していないというような状況になれば、そういった部分で指導といいますか、助言等ができるかなと思いますけれども、先ほどの町長の答弁とも重複するかもしれませんが、今の状況でいいますと雇用者の確保ができていないというようなところでございますので、そういった部分で、経営に関してというところはなかなか難しいところはありますけれども、雇用者の確保という点について助言ができるのかなというところで考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） もう再々質問でやらないで終わろうと思っていたのだけれども、だんだん矛盾してきているのです。町長は、当事者である会社の代表者が組合長であって、経営状況等についても職員管理についても自主的に対策をとって努力しているという言い方をしているけれども、そんなことで1億円生かされるのか。心配しているのは、例えば町に営農指導の能力がないから、それは組合のほうが本職でしょうといったところで組合の職員が組合長に文句言えるの。言えないでしょう。現実的にもう少し対応を考えてください。

それと、財政状況が報告するまでのことになっていないということで、しかし状況としてこれからはやろうというのだけれども、1億円も助成しておいて財政状況がどうであるか町が把握できないというばかな話はないでしょう。それ自分のお金でないから言うのかな。町のお金だから、なくなっても仕方がないや、まさかそんなことは考えないでしょうけれども、しかし我々にとっても一人一人の町民にとっても大切な町のお金をよかれと思って助成したことが効果を出していないということになれば、これは心配するのは当たり前でしょう。それを説明できるように町が対応しないとまずいと思うのです。ですから、今後どこまでこの企業の発展のために町がかかわっていけるのか。自主的にやれやれといったって、努力していますといったって、例えば職員管理にしたって、やめた4人、5人以上と言っていて4人しかいなかったよね。やっぱり全員がやめるといったら異常な状況が想定されるわけで、これは幾ら公募したからって集まる問題ではないでしょう。逆に原因が何なのかを調べて、その原因を取り除いてやって初めて新たな職員が来てもらえる環境ができ上がらないと、内容的に変わらない人が幾ら努力したって、これは難しいと思う。だからこそ町もそういったときに応援してやるような、そんな姿勢があってもいいのかなというふうに私は思ったのです。そこら辺のもう少し具体的に町としてこれからこうしてやればいいと思うのだというところをちょっと二、三あれば、お知らせいただいたら終わりにしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、ドリームジャンボファーム、この名称にあるとおり本町、基幹産業を酪農とするこの町にとって、その町を未来につなぐ本当に夢を託す農場だと。中頓別町で初めてのメガファーム。これは、今できた施設をさらに将来は同規模の増設も考えておりますし、町としても哺育育成センターの建設をあわせてやっていこうと、そういうまさに基幹産業である酪農の未来をつなぐ大事な拠点だという認識を持っておりまして、全くこれに関して無責任な立場にあるという認識は持っておりません。これは一法人ということではなくて町、農業者全体の問題という認識も持っておりますので、町としてもまずしっかりとした当事者意識は持っていきたいというふうに思います。その中で町としての役割は改めてしっかり考えて、法人とともにこの事業を成功させるように向かっていきたいと、そのように取り組んでいかなければならないというふうな認識を申し上げたいと思います。具体的なところというのは、私のほうでは大変申しわけありませんけれども、今持ち合わせておりませんから、課長のほうから補足があればというふうに思いますけれども、議員も決して、そういう未来ある可能性に向かっての温かいご助言だというふうに思っておりますので、そのことを踏まえた対応を図りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） ドリームジャンボの特に雇用の部分の関係で、募集の関係についてちょっと補足をさせていただきますが、会社のほうではハローワークに募集広告を出したりとか北海道の農業担い手センターのほうに問い合わせをするなどの対応をしているということではございます。そこだけに限らず私どもといたしましても、特に農業、酪農関係の新規就農の部分も含めてですが、そういう就農フェアの段階で、新規就農希望者だけではなくて酪農ヘルパーだとか法人での従業員だとか農場での従業員、そういう方も募集をしていくという中の一つとして今回のドリームジャンボファームの雇用者の募集についても積極的に進めていきたいと考えてございまして、今月末には札幌でそういうフェアが開催されます。そこには私たちの職員も参加して、一緒に募集をしていきたいと考えてございまして、本州にある農業高校のほうにも今声をかけさせていただいて、就農の部分と一環として法人での従業員だとかヘルパーからの就農を目指すという方についてのそういう募集も今後力を入れていきたいと思っておりますので、その中で募集なり雇用者の確保というものに支援をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 以上で終わりますが、問題は雇用すればいいという問題ではないということを行っているのです。雇用した人がまたやめていくのなら何もならないのだから、そういう意味では原因を逆に町のほうで指導していくと。なぜそうなったのか。そうならないような指導を町はすべきでないかということをお願いしたかったわけですから、誤解のないようにしてください。

以上で終わります。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） それでは、受け付け番号3番、高橋が2点質問させていただきます。

第1番目は、消費税増税に伴う水道料、下水道料の対応についてということで、町は来年度4月からということで水道料、下水道料の消費税増税を検討しているわけでありませうけれども、政府は食料品について軽減税率を適用する方針で準備を進めています。水道、下水道等については、食料品と同じく生活に欠かせない部分だと思ひます。負担軽減のためにも現行の税率で対応できないか伺ひます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の消費税増税に伴う水道料、下水道料の対応についてのご質問にお答えを申し上げたいと思ひます。

水道については平成9年4月、下水道についても平成19年4月以来使用料の引き上げを行っていません。この間水道では基金もほぼ全額を取り崩し、両会計とも現在は実質的な赤字分を一般会計からの繰入金で補填して、住民負担の緩和を図ってきているところがあります。公営企業としては原則使用料でその経費を賄うべきところですが、当面は従前どおり経費の節減と一般会計からの赤字補填で運営するかわり、消費税分については町民の皆さんにご負担をいただけないかと考えています。ただ、このことに関しては町民懇談会等で説明をさせていただき、ご理解をいただいた上で進めるようにしていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 再質問はいたしませんけれども、十分町民の意見を聞いて判断をしていただきたいというふうに思ひます。経過的には町は5%の税率で今やられているというふうに聞いておりますので、その分で、今政府は8%のままでやりたいということもありますので、そういったところも十分検討してやっていただきたいというふうに思ひます。

続きまして、2番目の質問をさせていただきます。小規模家族農業に対する支援で農業人口の増加の検討についてということで、2018年12月の国連総会本会議で小規模農家と農村で働く人々の権利宣言が採択をされました。このことについては、日本政府は棄権をしております。2019年、ことしから国連は家族農業の10年というテーマでの取り組みが始まりました。我が国政府が進める農業政策は、大規模化や企業化、輸出産業化などですが、結果は地域の農業人口の減少を招き、自治体の存続を脅かす原因ともなっています。アメリカのCSA、コミュニティーサポートアグリカルチャーでありますとかヨーロッパのスローフード運動などは30年近い歴史を持ち、そこに参入する若者は増加しています。地産地消や健康志向から、食に対する安全、安心の要求は強まっています。中頓別町がこうした小規模農業を支援する取り組みを発信できれば若い農業希望者を招くことができると思ひますが、いかがですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 小規模家族農業に対する支援のご質問に関してのご答弁を申し上げたいと思います。

本町の農業は、家族経営による酪農専業経営が主体であります。高齢化、後継者不在等を理由とした経営離脱による農家戸数の減少と飼養頭数の減少による地域の生産力の低下が大きな課題となっており、今後さらに農家戸数が減少する場合には、地域によっては遊休農地化や荒廃農地が発生する可能性が懸念されております。これらの課題を解消するために、1つ目、農家戸数及び農業者人口の減少を抑えるための方策としての新規就農者の受け入れや後継者への支援制度の拡充、2つ目、酪農ヘルパーやコントラクター組織、哺育育成センターの整備等、酪農業を支援する体制の整備を進め、不足する労働力、機械力を補完し、農地の有効活用を図ること、3つ目、家族経営だけではなく法人化の推進などにより地域の生産力の維持拡大を推進すること、この3点を重要な柱として施策を進めているところです。さまざまな農業経営体が地域に存在することで農業農村の持つ魅力を高め、就業の場の拡大等によって農業にかかわる人材の確保を進めていくことが地域の活性化につながっていくものと考えております。このような観点から、今後も経営規模の大小にかかわらず地域農業の担い手となる意欲のある農業経営者の育成を推し進め、本町農業の維持発展のために必要と思われる施策や支援に取り組んでいく考えであります。

以上です。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 再質問はいたしませんけれども、先ほど東海林議員の質問にもございましたけれども、必ずしも大規模経営を目指す若者ばかりではないと。むしろ小規模経営を目指す若者も結構多い。私の知り合いでも猿払村で今ヘルパーをやっている若者がいますけれども、将来酪農をやりたいかといったら、やりたくないというのです。結局畑作をやりたいと。どこか探しているのだとか、そういうようなことも聞こえてきます。ですから、そういうことも考えて、町としてやっぱりそういう人たちも受け入れますよという支援をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて高橋さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号3番、西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 受け付け番号4番、質問者、西浦でございます。私は、第8期総合計画策定について質問したいと思います。

少子高齢化の時代に入り、自治体戦略2040年構想でも示されているように、2040年には中頓別町の人口は700人余りと推定されている。第8期総合計画は、その2040年の前段階の計画策定に当たる。この策定に当たり、外部からのコンサルタントを考えているが、その狙いは何かを伺う。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 西浦議員の第8期総合計画策定についてのご質問にお答えしたいと思います。

総合計画の策定に当たっては、豊かで住みよいまちづくりを実現するという基本的な考えのもと、これまでも多くの町民の方々に参画していただきながら進めてきています。自治体戦略2040構想研究会報告の将来人口推計によりますと、当町の人口は今より6割近く減少することが見込まれ、人口の減少に伴い、地域のさまざまな分野における担い手不足がさらに深刻となることが予想されているところです。今年度から第8期総合計画策定に向けて動き出したところでありますが、中頓別町の未来づくりとこれからの時代を担う若者世代へ引き継ぐため、新たな視点で計画づくりのための手法として注目したのがコミュニティデザインであります。町民一人一人がこれからの生き方をデザインし、それぞれが参加、実践できるまちづくりの手引書となるような計画書にしたいと考えています。業務支援をしていただくスタッフとともに地域に入り込み、この町のよいところ、気になるところなど広く町民の思いを聞き、計画に反映させていきたいと考えています。計画策定後においても一人一人が主体的にまちづくりにかかわれるような仕組みづくりを行うことで、人口減少下においても持続的なまちづくりが展開できることを目指していきたいと考えています。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 先日の常任委員会でも説明を受けたのですけれども、たしか町長の答弁にもありますように、町民主体でこの計画を策定するのだという話がありました。それで、その中にたしか記憶が間違いなければ4回のワークショップを開催すると。ここに多くの町民がかかわってくるのではないかなと予想できるわけですが、このワークショップ形式というのは、基本的には町長の今の考え方の中でどのようなワークショップを考えているのか。それによつてはかなり計画において、大分違ったような計画ができるのではないかなと。例えば今までのようなコンサルティング会社を通してのいろいろなことであると、どうも最初からテーマ的なものがわかっていて決められていくというような考えがするわけですが、この辺について具体的に町長はどう考えているのかちょっとお伺いしたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） ただいまの質問でございますけれども、今議員おっしゃられたとおり最初から何かありきということで考えているわけではなくて、ワークショップをやる前段で、現在も何度か行っておりますけれども、町民の中に入り込んでいろいろヒアリングをしています。それは、いろんな団体ですとか、そういったところをそういった単位でいろいろ話を聞いております。そういった中からキーとなるような方々に今度ワークショップというような形でいろいろ議論をしていただくような形になると思うのですけれども、その中で出されたことをベースに計画づくりに生かしていきたいというふうに考えていますので、最初から何かこちら側からということではなくて、町民の方からいただ

いた意見をベースに、あくまでもそれをベースに計画づくりを行っていきたいというふう  
に考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど4回のワークショップというお話がありましたけれども、  
それは今年度であって、計画策定の本格的な中身については次年度が中心になっていくの  
かなというふうに思いますけれども、さらにこれらは回数を重ねてやっていくということ  
になると思います。笹原参事から説明があったとおり行政が計画書をつくって、それをど  
うですかと住民に諮問するという形式、これはもう既にこれまで2回の総合計画の中でも  
そういうやり方はしてはこずに、不十分かもしれませんが、住民のアンケートや、  
あるいはワークショップみたいなことを重ねてつくってきたという経過はありますけれど  
も、今回はさらにそこをしっかりと深めて、計画が計画で終わらない、計画から具体的に計  
画をつくる過程やできた計画をもとに町民の一人一人の活動だったり、いろんな団体の活  
動だったり、そういうものが多様に生まれていくような、そんな計画のアウトプットにな  
ればいいなというふうに考えておまして、まさに町民の学習と町民の思いが計画を形づ  
くるというような、そういう策定プロセスを描くことができればよいのではないかと、そ  
ういう期待を持って進めていきたいと考えています。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 今の町長の答弁で答えていただいているかもしれないですが、も  
う一度確認でちょっと聞きたいのですけれども、基本的にこの4回のワークショップだと  
か、これから町長、1年でワークショップを4回やると。このほかにもそういう住民を主  
体としたワークショップ形式の話し合いというか、議論を重ねていくという話でございま  
したけれども、その中で私は決して悪いことではないと思うのですけれども、いろんな議  
論を重ねていく中で、当初とずっと議論を重ねていく中で変わってくる可能性がもちろ  
んあると思うのです。そうすると、もしかして町長の考えとそぐわないような方向に行く  
ということもあるけれども、これは住民主体だよと、住民がこう考えているのであればこ  
ういう方向に計画を策定するということは、それは町長は大丈夫なのでしょうか。それだけ  
何って終わりたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私は決して自分の考えを計画にこり押しするようなつもりは一切  
持っておりませんし、これまで私自身が政策として掲げてきたことも基本的にはそうい  
った総合計画に掲げた理念やそのプロセスの中でさまざま出されてきた考え方、意見、い  
ろんな活動、事業、そういったものをベースにしてきているというふうに思っておりまし  
て、まさに町民の総意というものをしっかりと受けとめて進めていくという立場に立ちたい  
というふうに思っています。

○議長（村山義明君） 西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 私の質問はこれで終わりますけれども、今町長の話聞いていて、

私がイメージしたとおり期待感が持てるというのは、やはり多くの町民がこういう計画にかかわれるということは非常にいいことではないかなと私個人的には思います。それで、いろんな形の中で町民が表現できる場をつくっていただくということは非常にいいことだなと思います。よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（村山義明君） これにて西浦さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号5番、議席番号4番、宮崎です。今の中頓別町は、一体何を目標しているのかと題して質問させていただきます。

今月発行の広報なかとんべつ9月号にも掲載されておりますが、2012年策定の第7期総合計画がスタートしてから7年が経過し、第8期総合計画策定に向けて準備に取りかかる時期になったとのことであります。しかし、ここ最近の本町の取り組みからは総合計画に基づいているのかさえ定かではない迷走を感じるころでもあります。これまで町を支え、多大な貢献をされてこられた民間事業者に対する1,000万円規模の補助制度は、事業の継承や持続、拡大のため有効に活用されていると感じますが、1億円規模の企業立地制度については心配の声も上がっております。DMOを目指し設立されたなかとんべつ観光まちづくりビューローの観光施設運営の状況についても、特にピンネシリ温泉の経営においては非常に低調で、観光開発株式会社で運営されていた前年のほうが圧倒的に好調でした。これらの要因は何か。温泉については、過去にも一度大きく赤字転落した際、観光利用以前に町民の福利厚生施設として存続する必要があるとの見解が示されておりますが、その行政が主導し、強引に観光施設と位置づけたからにはもうそのような言いわけは通用いたしません。これが目指してきた姿なのでしょう。新たな計画の策定に当たっても既に人口が目標値を下回っている現行計画の実施状況において、達成されたもの、達成が見込まれるもの、明らかに達成されないもの、達成が困難と思われるもの、その要因などについてご説明いただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の今の中頓別町は何を目標しているのかというご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

町政については、総合計画及びその理念のもとに策定されている各部門別の計画を基本とし、予算化を通して議会にもご審議をいただいた上で運営されていると認識をしております。ピンネシリ温泉についても平成29年に策定した観光地域づくり振興計画に基づき取り組む改革の途上にあります。例年に比較して低調である実態については、公共工事の減少や人員の欠員、体制の変更などに伴い運営に支障が生じたことによるものと考えています。順調とは言えないスタートとはなりましたが、これまで施設、設備の改善や食事等の原価率の見直しなどに取り組んできており、今後に向けて収益確保のための対策を講じていこうとしているところであります。

現総合計画においては、前期に18項目、後期にも一部を見直し17項目の最重点課題を実施計画に位置づけて取り組んできています。こうした中で子ども・子育て支援の充実、英語教育や自然体験を核としたこども園から小中学校への一貫した教育への取り組み、なかとんネウボラの創設など母子保健の推進、ライドシェアなどシェアリングエコノミーの推進、なかとん牛乳を核とした6次産業化の取り組み、エゾシカ対策、担い手や後継者対策としての各種支援や交流の場の設定など、多岐にわたる分野で新たな取り組みとして展開してきたほか、酪農や商工業の振興策の創設や企業誘致も実現してきました。現計画は残り2年半の期間を有しており、現時点で達成が困難なものを挙げることは控えますが、残された期間も最大限の努力を行った上で次期計画に向けて現計画の評価をしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、まず再質問1点目としてピンネシリ温泉については、さきに東海林議員が質問されておりますので、私からお伺いすることはほとんどないのですけれども、改めて私はよく言われる工事関係云々という、この利用に収益が左右されているとお答えになるのはもうおやめになったほうがよろしいかと思えます。工事関係者や町民の利用をメインに想定していた運営とはもう決別したわけですから。先ほどの報告にもあったように、きょう本当にその歴史の幕が閉じたのではないかなというふうに感じます。ほかにもいろいろと言ひわけをされておられますが、そのような状況に陥る可能性を想像することは決して難しくはなかったと思えますし、行政がみずからの判断で招いたことですから、これは誰かが肅々と責任をとるだけだというふうに思えます。私が温泉に関連して聞いておきたいのは、今後も温泉施設そのものを維持していく必要があるのかということです。これまでのように憩いの場として多くの町民が存続を望むなら残す価値はあるかもしれませんが、温泉施設と言われるようなものは、中頓別町もそうです、こういう田舎においても今よりはまだ景気がよかった時代に建てられたものが多くて、今は負の遺産になってしまっているという印象を抱く自治体がふえてきているというふうに思えます。今は本当にどこにでもあるような温泉施設をこの人口減の中でこれからも各自治体漏れなく維持をしていくということそのものにもう無理があるのではないかとこのように私は思えますし、まして観光地でも通過地でもないこの町で、温泉を観光施設として税金を垂れ流してまで維持していこうとするのは無謀としか言いようがないと思えます。それでも、先ほども申し上げましたけれども、多くの町民の皆さんが自分たちも今までどおり利用したいから、幾ら血税を投入してでも存続してほしいと言われるなら検討はすべきだと思うのですけれども、そういった声ってこれまであったかどうかわからないのですけれども、今あるのですか。私は食事であるとか入浴、宿泊、温泉の利用における町民の皆さんの利用についても激減をしているという今の状況がこれをしてきた行政に対する町民の皆さんの素直な反応だと思えますので、行政や、またビューローのほうではどのようなご見解をお持ちなのか、これ両組織のトップである町長に、もしそれぞれに違いがあれば

両方のお立場でのお答えをお願いしたいというふうに思います。

2点目としては、これも先ほど東海林議員が質問されていたドリームジャンボファームの関係、答弁では私のほうの答弁でもそうなのですけれども、企業誘致というふうにされていますけれども、私は企業誘致だとは思っていないので、企業立地というふうに申し上げます。この1億円クラスの企業立地が記憶に新しいところでドリームジャンボファームを含めて2件ありました。これ以外でほかにも1,000万円クラス、先ほども申し上げましたけれども、この事業継承であるとか、酪農、商工業の振興支援というのも行われています。金額でいったら10倍以上の違いがあるわけですけれども、それではその経済効果はいかにというところで、金額の大きな企業立地に、どちらかという行政がそちらのほうに飛びついているという印象を抱いているのは私だけではないと思うのですけれども、雇用であるとか税金、事業所の確保という点においては、これ金額違いますけれども、それに比例して同じような割合でそれぞれに効果があると思うのです。逆に実際の運営状況なんかについては中小規模のほうが町民の皆さんにとってもふだんから目にするところだったりして補助の効果が非常にわかりやすいというふうに思います。この大規模なドリームジャンボファームの運営についても大変先ほども質問ありましたけれども、心配されるところで、これについては3年間の報告義務があるというお答えがありました。私もう一件のほうについて聞きたいのですけれども、貝化石工場の運営状況というのはどうでしょうか。把握できておられるでしょうか。これは、補助を受ける前段階での説明では例えば超一流企業だったり、量販店などの販路が確保されているというような感じで、年間最大で2億7,000万円以上の販売収入を見込んでいるというふうな説明がたしかあったはずなのですけれども、実際このような状況にあるのか、この点についても2点目として伺いたいと思います。

それと、3点目、6次産業化ということについてですけれども、これについては牛乳が一応1つ形にはなったのかなというところで、なかとん牛乳からアイス類への誰もが想像できる派生ではあると思うのですけれども、今そういうふうになっています。これパンの材料にするというお話も前にあったかと思うのですけれども、例えば今道の駅で販売されているものなどに使われているような状況にあるのか。生産量にも限界があると思うので、その辺の関係、今後の展開などどのようにお考えか、どのような状況か、これについても伺いたいと思います。

3点目はもう一つ、今ワイン醸造用のブドウ栽培というのが行われている中で、先日初めて常任委員会での視察を行うことができたわけなのですけれども、これでもし本当にいつかワインができれば、日本最北のワインということになるのではないかなというふうに私は思っていたのです、味はともかくとしても。ただ、私もちゃんとこれ把握できていなかったのですけれども、お隣の幌延町では中頓別町よりも一足早くということになるかなと思うのですけれども、ブドウの栽培そのものも。既にワインがふるさと納税の返礼品になっているということで、ワインだけではなくて日本酒であるとか焼酎などにも着手され

ているということなのです。お隣なので、その内容とかは中頓別町のほうでも把握されていると思うのですけれども、例えば1本のワインをつくるのに、北見市なんかもそうでしたけれども、ここでも何十年もかかるかもしれないし、何十年かけてもできない可能性もある中で、幌延町のような、やっていく中で目に見える結果を出していくという意味では、これは悪くない取り組みだというふうに思うのですけれども、本町ではそういった近隣自治体の取り組みをどのように捉えておられるか、これについても6次産業化の関係で再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、3点についてお答えをしたいと思います。温泉の関係で工事関係の収益のお話をされておりました。私としては、これまでピンネシリ温泉が大多数のお客さんを工事関係者に依存して、端的に言うとそこに合わせたサービスを行ってきた。ゆえに一般の旅行者の方が旅行して泊まる際には、なかなか行き届かない実態があったかなというふうに感じています。それで、今後に向かってはこれまで同様に工事関係者をつなぎとめるという考え方ではないだろうというふうに思っています。これは、町内に民間の事業者もいて、その民間の事業者と競合してある意味顧客を奪ってきたところもあったのかなというところもあって、そういうところからの脱却をしていくというのが基本なのではないかと。町内にそういう形で落ちるべきところがあれば、それはそういう民間の事業者の方が頑張っていただければ望ましいと思いますし、これから目指す観光の地域づくりとしてはやはり中頓別町を目的として、いろんな自然体験、保養、そういったことを目的としていただく方を多く集めて、そこから地域の経済効果を生み出すというような考え方に立っていくのが基本線ではないかというふうに思っています。

それと、温泉施設に関してでありますけれども、今のピンネシリ温泉を宿泊部門と入浴部門と食事部門というふうに切り分けていったときに、まず温泉の施設は今も基本構想の策定業務の中で、先般施設状況を確認しましたけれども、もう既にRCの部分のひび割れがあって、以前から水が外に漏ってコンクリートそのものがもう限界だと。今回確認したら、さらにそれが進んでいる状況ということで、数年のうちには厳しい状況になるだろうと。ボイラーも老朽化しているということでもあります。議員おっしゃるように、果たして今の敏音知地区に今同様の温泉施設を建て直すのかということところが大きな岐路のポイントになっていくというふうに思います。これについては、事務段階でいろいろ今検討していて、たたき台をある程度つくっていく準備をしているところでもありますけれども、残念ながら町民の利用もそう多くない実態もあるということから、やっぱり思い切った見直しが必要ではないかということでもあります。町内で銭湯も民間の方が再開しておられますけれども、ここも町有の施設で、かなり施設としては傷みがあって、ボイラーも含めて厳しい状況にあるので、町民の保養的な中における入浴施設、あるべきかないべきかということも含めてになると思うのですけれども、しっかりとした議論をして、どこにあるのが望ましいかという場所の立地のことも含めて検討していくタイミングにあるのではないかと

うふうに考えています。

それと、2点目の企業立地というお言葉をお使いでしたけれども、この助成制度についてであります。今4年前につくりました商工業の振興条例及び農業の振興条例、一定期間後に見直しをするというふうにされております。今担当課のほうで、産業課と政策経営室のほうでもこの制度の見直しに向けて商工会や農協などにも意見をしっかり聞いた上で、どうするかということを考えていこうというふうにしています。その中で検討のポイントとしては、先ほども議員からもお話がありましたけれども、企業立地促進条例、これは平成に入って間もなくか昭和の終わりがくらいにつくった条例であって、最後に使われたのは道北協同操業、そこからしばらく実績もなく、利用されない制度としてずっとあったと。この間そのあり方についても特段の議論はない中で企業立地のお話があって、2件がこれに該当するというので採択になっています。検討のポイントとしては、1,000万円と1億円で中間がないのです、今。そういったような現制度がこれからもそれでいいのかということも含めて、先ほど言った農業、商工業の振興条例、それともう一つ、地域づくり助成金の条例も、これもある意味営利的な事業を営む事業者にも該当する状況になっているので、この4本をまとめてしっかり見直し、検討しようということで考えています。まだ手のついたばかりでありますので、今後それらの制度設計もした上で議会にもご議論いただいて、全体の見直しを図っていきたいというふうに考えています。その中で貝化石工場の運営状況についての把握ということでもありますけれども、大手の事業者と納品に向けて協議、準備がされてきたというのは間違いのないところでもありますけれども、最近で聞いた状況によるとそこでの価格が折り合っていないというようなことで、会社としてはまだ1年以上十分に運営資金については確保しているので、しっかりとした単価、価格で取引できる先を改めて開拓をしていくという方向で今努力をされるというふうに向っているところでもあります。

それと、6次産業化に関しては後で担当課のほうからも補足をしてもらえればと思えますけれども、牛乳を使つての商品化というところはなかなか思うように進んでいないところはありますけれども、パンについても牛乳パンというのを「もうもう」のほうでつくって販売をしてきたというような実績はあります。ちょっと今はどうなっているか最終確認はしていないのですが、その後新しい機械なんかも入れて、その場で焼いて販売できるような商品も導入して販売していると。7月、8月期はそこそこの販売があったというふうには聞いています。ただ、これはなかとん牛乳を使ったものとは別で、もともと冷凍の素材で仕入れたものをそこで焼き上げて販売するというようなものだということでもあります。牛乳パンや、それからもう一つ、蜂蜜を使ったパンも商品開発として取り組んできた経緯もあるので、今後そういった商材の磨き上げというか、そういったこともしっかり検討して販売してもらおうような形にできればなというふうに考えています。

それと、ワイン醸造用ブドウ栽培に関してでありますけれども、幌延町はたるです。ミズナラのたるの部分で幌延町産のミズナラでつくって、それでワインの仕込みをして、こ

の中身は幌延町のブドウではなくてということで聞いています。ただ、それとは別に幌延町のほうでも一部の方の協力でブドウ栽培をうちと同時期に始められています。ことしの生育状況はちょっと先方のほうは確認していないので、わかりませんが、管内にもほかにもうちもやりたいなというふうに考えているところもあるようでして、位置的にどこが最北かは争うのではなくて、宗谷でもそういうワインができればというのがあればいいのではないだろうかというのと思っています。ただ、先般名寄市の森臥ワイナリーというところも担当のほうで視察に行くというので、私もちょっと同行させていただきました。やはり名寄市の気候であっても大変ご苦労されていて、本当にブドウに取り組むということになると、それなりの覚悟を持ってやらなければならない事業なのではないかなというふうには感じていました。今ブドウそのものが生育可能かどうかという実験段階でありますので、そういうところを見きわめながら、多くの方の、結構何でワイン醸造用というか、ワインなのだというご意見もたくさん聞かされております。そういうご意見も含めて今後どういうふうな可能性があるのかということをも十分検討したいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） もうちょっと聞こうかなと思っていたのですが、もうすぐお昼なので、ここで終わりにしたいかなと思います。

1点、町長に最後にお答えいただいたワインの話、おっしゃるとおりの内容で私もつい最近把握をしたのですけれども、なのでワイン醸造用のたるを幌延産としてつくって、そこに多分小樽産のワインとかだと思っておりますけれども、それを中に入れて熟成して、そういう形で作ったワインだよということで返礼品にされていると思うのです。だから、中頓別町もホースロギングの話とかで、何かそんなワインだるの話が先にあってこのブドウが始まったようなところが、私はちょっとそういう印象もあったので、ワインだる、幌延町がやっているように、とりあえずはまだブドウはワインにはできる状況にはないですけれども、木材を活用したたるなんかをつくって、幌延町では日本酒とか焼酎もその中で熟成させたりということもあるので、実際物を求めるところも、結果を求めるところが町民の皆さんありますから、そういうやり方も今後ぜひもし可能であれば本町のほうでも検討してみてもいいのではないかなというふうに思います。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長（村山義明君） 以上で一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のために暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第48号～議案第52号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第48号 中頓別町森林環境譲与税基金条例の制定の件、日程第11、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第12、議案第50号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第13、議案第51号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第14、議案第52号 中頓別町ファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

本件について、順次簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第48号 中頓別町森林環境譲与税基金条例の制定について及び議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件2件につきましては、平中産業課長から説明をさせていただきます。議案第50号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第51号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定については工藤教育次長から、議案第52号 中頓別町ファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例の制定については吉田保健福祉課長からそれぞれ説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、まず初めに議案の42ページになります。議案第48号 中頓別町森林環境譲与税基金条例の制定について。

中頓別町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月24日提出、中頓別町長。

議案の44ページをごらんください。制定の要旨でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が施行されたことに伴い、中頓別町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、中頓別町森林環境譲与税基金を設置するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

では、引き続き議案第49号になります。議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月24日提出、中頓別町長。

議案４８ページをごらんください。改正の要旨でございますが、エゾシカの有害鳥獣駆除等による捕獲個体の食肉等への有効活用が全国的に求められている中、活用後の残渣物を有害鳥獣処理施設で受け入れ可能とすることにより、有害鳥獣駆除の推進と廃棄物等の適正な処理を図るため、改正するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 工藤教育次長。

○教育次長（工藤正勝君） 議案の４９ページになります。議案第５０号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月２４日提出、中頓別町長。

議案の９２ページになりますが、改正の要旨でございます。急速な少子化への進行並びに生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼児教育、保育の無償化の取り組みを加速することが求められています。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第７号）が施行され、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第１７号）、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第６号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第７号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第８号）の施行に伴い、必要な規定の整備を行うものです。

続きまして、次のページになりますが、差しかえをしております。申しわけございません。議案第５１号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年９月２４日提出、中頓別町長。

改正の要旨でございますが、急速な少子化への進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図ることを目的とする子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第７号）の公布に伴い条例を改正するものでございます。

以上、提案させていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第５２号 中頓別町ファミリー・サポー

ト・センター条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町ファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月24日提出、中頓別町長。

100ページをごらんください。改正の要旨です。令和元年10月1日より子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育、保育の無償化が図られることにあわせ、中頓別町ファミリー・サポート・センター事業に係る利用料等の見直しを図るものであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第48号から議案第52号については、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第52号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 3時17分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第48号から議案第52号についていきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第5として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第52号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日

程に追加し、追加日程第1から第5として議題とすることに決定しました。

◎議案第48号～議案第52号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第48号 中頓別町森林環境譲与税基金条例の制定の件、追加日程第2、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、追加日程第3、議案第50号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件、追加日程第4、議案第51号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定の件、追加日程第5、議案第52号 中頓別町ファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例の制定の件、いずれもいきいきふるさと常任委員会委員長報告を一括議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） それでは、私のほうから先ほどの審査の結果について報告させていただきます。

令和元年9月24日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第48号 中頓別町森林環境譲与税基金条例の制定について、原案可決。議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。議案第50号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。議案第51号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。議案第52号 中頓別町ファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

審査意見、1、中頓別町森林環境譲与税基金条例の制定について。単に森林環境譲与税基金を積み立てるだけにならないよう、町有林などの有効な利活用を求める。

2、中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本条例改正の対象施設は町内に1施設しかなく、1個人への優遇措置などと思われぬよう、また食肉加工の推進に繋がっているか一定期間経過後の施設運営状況の報告を求めるものです。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第48号 中頓別町森林環境譲与税基金条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第48号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 中頓別町森林環境譲与税基金条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第49号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第50号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第51号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 中頓別町就学前の子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 中頓別町ファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第52号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 中頓別町ファミリー・サポート・センター条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎議案第53号

○議長(村山義明君) 日程第15、議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から内容を説明させていただきます。

○議長(村山義明君) 小林総務課長。

○総務課長(小林嘉仁君) 議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案101ページをお開き願います。議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月24日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案104ページをお開き願います。地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の種類及び金額に係る規定につきましては、平成19年の一部改正を行って以来見直しのないまま経過しており、地価水準の値上がりが見込めないこと、議会の監視強化も含め、現状に即した見直しを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案103ページをお開き願います。第3条、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分の予定価格を1,500万円から700万円に改めるものです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 改正の趣旨では地価の値上がりが見込めないということですが、それについては議決金額の低減もやむを得ないとは思いますが、ただ、1つはそのほか地価だけではないわけですから、それでもいいとして、では700万円にした、約半額ですよ。半額以下なのだけれども、根拠、この辺をやっぱり明示してもらわないと、単に金額を下げたということだけでは議員として物足りないものがありますので、説明願います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） ご説明申し上げます。

700万円の根拠でございますけれども、地方自治法第96条第1項第8号の規定につきましては政令に基づくものというふうになっております。政令のほうについては改正されておまして、700万円を下回ることができないという形で整理をされております。それで、ではどの金額にしたらいいのかと。そういう考え方であれば今の1,500万円でもオーケーの状況にはなるのですが、議会の議決に付すべきということで、それを公にするということが必要かなということを思いまして、政令と同額というふうにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第53号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長(村山義明君) 日程第16、議案第54号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第54号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 小林総務課長。

○総務課長(小林嘉仁君) 議案第54号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案105ページをお開き願います。議案第54号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月24日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案131ページをお開き願います。改正の要旨、平成31年3月31日に地方税法の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年法律第3号)、地方税法施行規則及び自動車譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第38号)がそれぞれ公布され、それに伴う中頓別町税条例の一部を改正するものであります。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正することといたしました。1、住民税関係について。令和2年1月1日施行の住民税に係る申告書の記載の簡素化及び単身児童扶養者の扶養親族申告書等の記載事項の追加などの法律改正にあわせての規定の整備をするものでございます。令和3年1月1日施行の住民税については、子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じるものです。

2、軽自動車税について。環境インセンティブを強化するため、自家用軽自動車税に係る環境性能割の税率の適用区分を見直します。また、地方税法(昭和25年法律第226号)の改正で10月1日以降より自動車取得税が廃止されるかわりに軽自動車税環境性能割が創設されたが、環境性能割に係る賦課徴収については当分の間町にかわり道が行うこととされたため、軽自動車税環境性能割の非課税、課税免除及び減免について道と同じ規

定が必要なことから、規定の整備を行うこととなりました。消費税率引上げに伴う対応としましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減するものとなっております。環境性能割の導入を契機に、自家用軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を令和3年4月1日以後、初回新規登録等を受けた電気自動車等に限定することとなります。

それでは、改正の内容をご説明申し上げます。なお、簡単にわかるようにということで令和元年第3回中頓別町議会定例会説明資料と、議案第54号中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてということで資料を回しておりますので、あわせてご参照願えればと思います。

それでは、改正の内容をご説明申し上げます。議案113ページをお開き願います。新旧対照表によりご説明申し上げます。議案113ページの第36条の2から115ページの第36条の4までが町民税関係の改正であり、第36条の2第7項は年末調整の申告書記載事項を施行規則により簡素化できる規定を追加するもので、第8項以下は追加条項による条ずれを修正するものでございます。

第36条の3の2は、個人町民税の給与所得者の扶養親族申告にかかわる規定であり、表題も修正してございますが、扶養親族に扶養親族等の等を追加するもので、これは単身児童扶養者を指すものであり、記載事項である各号に第3号の当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨を追加するものでございます。また、一部文言の修正を行ってございます。令和3年1月1日施行の単身児童扶養者の低所得者に対し、町民税を非課税とする措置に向けた規定の整備でございます。

議案114ページをお開き願います。第36の3の3は、対象者が公的年金受給者であり、まず対象者の定義を明確にし、改正の内容を前項と同様に改正を行っております。また、一部文言の修正を行っております。第2項及び第4項は、所得税法の改正に伴う条項の修正であり、内容に変更はございません。

議案115ページをごらんください。第36条の4の町民税に係る不申告に関する過料においては、一部文言の修正と本条例の改正による条ずれの修正であり、内容に変更はございません。

附則第15条2からは、軽自動車税の環境性能割に係る改正であり、第15条の2では令和元年10月1日から令和2年9月30日までに平成30年排ガス規制適合車の軽自動車を取得された場合には環境性能割を課さない規定であり、消費税増税に配慮したものでございます。

議案116ページをお開き願います。第15条の2の2の第1項は、略となっておりますが、軽自動車の環境性能割の賦課徴収は当分の間北海道が徴収を行うことを規定しているものであります。第2項は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は国土交通大臣の認定等に基づき判断を行う規定、第3項では不正により国土交通大臣の認定を取り消された場合の規定、第4項は前項での不正により認定が取り消された場合の重加算税の規定でござい

ます。

議案 1 1 7 ページをごらんください。第 1 5 条の 3 は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例の規定であり、環境性能割の減免は北海道の例によることを規定とする旨を追加するものでございます。

第 1 5 条の 3 の 2 は、第 1 項で軽自動車税の環境性能割の非課税の特例は北海道の条例で定める自動車に相当するとの規定を追加し、第 2 項ではその手続は北海道の課税免除の例によるものとした規定を追加するものでございます。

第 1 5 条の 6 は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例であり、第 3 項として自家用軽自動車のうち乗用のものを追加するとともに特定期間の取得に関する軽減もあわせて規定するものでございます。

議案 1 1 8 ページをお開き願います。第 1 6 条は、軽自動車税の種別割の税率の特例であり、第 1 項は法の改正による適用条項の修正と車両番号の指定を初回車両番号指定というを追加するもので、内容に変更はありません。第 2 項は、7 5 % 軽減税率額及びその車種、期間を規定してございます。議案 1 1 9 ページをごらんください。第 3 項では 5 0 % 軽減税率額及びその車種、期間を規定、第 4 項では同様に 2 5 % 軽減税率額及びその車種、期間を規定するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております説明資料 2 ページから 3 ページをごらんいただきたいと思っております。

議案 1 2 0 ページをお開き願います。第 1 6 条の 2 は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例であり、第 1 項では種別割は国土交通大臣の認定をもって判断するという規定、議案 1 2 1 ページをごらんください。第 2 項は不正により国土交通大臣の認定を取り消された場合の規定、第 3 項は前項での不正により認定が取り消された場合の重加算税を規定するものでございます。

議案 1 2 2 ページをお開き願います。第 2 4 条は、個人の町民税の非課税の範囲であり、第 2 4 条第 1 項第 2 号に男性の寡夫または単身児童扶養者を追加するもので、適用は令和 3 年 1 月 1 日からとなっております。詳細につきましては、別に配付しております別紙資料の 1 ページをごらんください。

附則第 1 6 条は、自動車税の種別割の税率の特例であり、第 1 項は本条に第 5 項が追加されたため、適用条項を第 5 項までとする規定の修正、第 5 項では電気自動車及び天然ガス軽自動車の規定を設けるもので、令和 3 年 4 月 1 日から施行となります。

議案 1 2 3 ページをごらんください。第 1 6 条の 2 は、前条に第 5 項が追加されたため、適用条項を第 5 項までにする規定に修正するものでございます。

議案 1 2 4 ページをお開き願います。附則第 1 5 条の 6 は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例であり、第 2 項は軽自動車の環境性能割の 1 % 軽減税率の規定で、軽減を当分の間とする文言を追加し、対象とする車両を明確にする規定を追加するものでございます。

議案 1 2 6 ページをお開き願います。第 1 条第 1 項の第 4 8 条は、法人の町民税の申告にかかわる規定であり、追加される第 1 3 項にかかわる規定を追加、第 3 項でも同様に追

加される項目数を加えて修正、議案127ページをごらんください。第10項でも追加項目の追加修正及びその他施行規則で定める方法を追加、第12項では申告書記載事項という文言が追加、第13項では災害時等における電子申請ができない場合の規定の追加、確定申告についても同様に追加してございます。議案128ページをお開き願います。第14項では前条の承認を受ける規定の追加、第15項では第13項の規定を受けることをやめる場合の規定、第16項では第13項の規定の適用除外の規定、議案129ページをごらんください。第17項では確定申告時における第13項の規定の適用除外の規定を追加するものでございます。

附則第1条及び第2条では、適用項目がふえたことによる修正を行ってございます。これらは、昨年度改正いたしました大法人の電子申請義務化にかかわる災害時における規定を追加するものでございます。

最後に、附則を読み上げてご提示申し上げたいと思いましたが、長くなりますので、簡単にご説明申し上げますと、一部改正で説明を申し上げました施行年次、それから適用年次、使用される条項の規定等、経過措置をこの附則で規定しているものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第54号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 中頓別町税条例等の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第55号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について、長尾国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） それでは、議案第55号 中頓別町国民健康保険病院

使用料等条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案134ページをお開きください。議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
令和元年9月24日提出、中頓別町長。

137ページをお開きください。改正の要旨でございますが、中頓別町国民健康保険病院は、地方公営企業法に基づき実施している病院事業であり、消費税及び地方消費税の納税事業者であることから、消費税法の改正に合わせて使用料の率を改正するものであります。

136ページをごらんください。新旧対照表でご説明いたします。第2条で定めております使用料等の額について、第3項、健康診療料等は健康保険法の算定方法に基づき算定した額に消費税率を乗じて得た額とすることとしておりますが、その率を100分の105から100分の110に改めるものであります。

135ページにお戻りください。附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第56号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第56号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第56号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第56号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変

更についてご説明申し上げます。

議案の138ページをお開きください。議案第56号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

平成28年度において策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月24日提出、中頓別町長。

141ページをお開きください。変更の要旨でございます。今年度実施及び来年度実施予定のハード、ソフト事業について、過疎対策事業債の充当を視野に入れた財源の確保を図るため、計画の変更を行うものでございます。

139ページにお戻りください。区分、1、産業の振興において、変更後欄、（3）、事業計画で、事業名欄、（1）、基盤整備、農業に事業内容欄、草地整備型公共牧場整備事業、草地改良612.4ヘクタール、施設整備、測量設計、事業主体欄、町を追加。

区分2、交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、変更後欄、（2）、その対策、エ、地域情報化に高度無線環境の実現を追加、（3）、事業計画で、事業名欄、（6）、電気通信施設等情報化のための施設、その他、事業内容欄、高度無線環境整備推進事業・無線局の開設に必要な光ファイバの整備、事業主体欄、町を追加。

区分5、医療の確保において、変更後欄、（2）、その対策、ア、経営の健全化に患者送迎サービスを追加、（3）、事業計画で、事業名欄、（3）、過疎地域自立促進特別事業に事業内容欄、病院患者送迎サービス事業・町国保病院への通院が困難な町民に対して行なう送迎サービス、事業主体欄、町を追加するものでございます。

140ページの過疎地域自立促進市町村計画参考資料におきまして、先ほどご説明いたしました追加事業を事業名、事業内容、事業主体欄に追加するとともに、概算事業費欄、年度区分欄において変更後の事業費を追加したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第56号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第57号 委託業務契約の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第57号 委託業務契約の締結について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第57号 委託業務契約の締結についてをご説明申し上げます。

議案142ページをお開き願います。議案第57号 委託業務契約の締結について。

令和元年8月30日の随意契約による委託業務において、下記のとおり随意契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月24日提出、中頓別町長。

1、契約の目的、総合行政システム機器更改造業。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、金2,310万円。4、契約の相手方、札幌市中央区北3条西2丁目10番地2、株式会社エイチ・アイ・ディ、システム統括部長、中村好宏。

それでは、別に配付してございます令和元年第3回中頓別町議会定例会説明資料、議案第57号 委託業務契約の締結について、総合行政システム機器の更新事業をごらんいただきたいと思っております。A4の紙1枚の資料でございます。総合行政システム機器更新事業、1、随意契約。総合行政システムは、住民記録、印鑑証明、選挙管理、国保税、軽自動車税、福祉関連サービス、これは介護、後期、児童手当、医療給付、子ども・子育てなど、住民生活におけるあらゆる情報を取り扱っているシステムとなっております。現在稼働している総合行政システムは平成21年度に導入しており、その後平成27年度に情報をデータセンター管理、クラウド化に移行して5年間が経過してございます。現在使用している端末本体のオペレーションシステムはウィンドウズ7であり、メーカーでは令和2年1月に保守の終了が決定しており、第2回中頓別町議会定例会の補正予算でシステムの更新を提案し、承認されたものでございます。今回の更新に際して、他の事業者を参入させることで新たなシステム構築のための作業期間による業務遅延及び情報の移行に多大な経費を要することから、現在システム管理をしている業者と随意契約を行いました。なお、随意契約に当たってはシステムの内容について業者と十分に協議を行い、経費の節減に努めたものでございます。

契約状況は、契約金額2,310万円、設計金額が2,428万2,000円ということで、見積もり率は95.13%でございます。契約相手方は、株式会社エイチ・アイ・

ディ。

その他としまして、自治体クラウドの共同利用化ということをご説明申し上げます。今回現契約先と随意契約といたしましたのはもう一つ理由があり、6月補正時の説明資料にも掲載してございますが、今回更新を図る新システムは当町のほか、礼文町、豊富町、幌延町、猿払村でも既に使用されており、今年度は中頓別町のほか、浜頓別町でも同じ新システムが導入されます。この6町村で共同運用することで更新作業の効率化、機器、アプリケーション、それからデータベースサーバーになりますが、の共同利用、それから端末機器更新時の共同購入等により、さらに経費の節減効果が期待でき、本年度から将来に向けた6町村協議が進められているところでございます。

以下は自治体クラウドの構成についてを図式化したものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 委託業務契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りいたします。

議案審議の途中ですが、時間も相当経過しておりますので、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれをもって延会いたします。

（午後 3時58分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員